



発行 東京都

目次

告示

○昭和四十九年東京都告示第九百三十一号（東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程）の一部改正
……（産業労働局雇用就業部能力開発課）……

公告

○開発行為に関する工事完了……
……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）……

告示

●東京都告示第二百五十七号

東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程（昭和四十九年東京都告示第九百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和元年七月三十日

東京都知事 小池百合子

第二条第二号中「であり、かつ、訓練生総数の三分の二以上が単独事業主に雇用される者」を削る。

第十二条に次の二項を加える。

2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の

仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の報告があつた場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

附則

この告示による改正後の東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年七月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市岸二丁目九番二、同番六、同番七及び同番九

武蔵村山市伊奈平五丁目一番地の三

株式会社大岸ホーム
代表取締役 豊泉 俊

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

